

静岡県告示第787号

定住外国人の業務に必要な日本語能力実態調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和2年12月4日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語能力の不足する定住外国人の就職が困難となっている現状を踏まえ、定住外国人の職務に必要なとされる日本語能力を業種・業務毎に把握するため、県内事業所に対しアンケート調査を実施する。

2 調査事項

- (1) 定住外国人が従業していたことがあるかどうか
- (2) 定住外国人が従業している（していた）業務または、定住外国人を受け入れると仮定した場合に想定される従業可能な業務
- (3) 定住外国人の業務に求められる日本語能力
- (4) 定住外国人を採用する際に、重視する要素
- (5) 定住外国人が社内で円滑にコミュニケーションを取れるようにするための支援や工夫
- (6) 定住外国人が従業したことがない理由 等

3 調査範囲

地域的範囲 静岡県全域

属性的範囲 従業員数1人以上の県内事業所

4 調査期間

令和2年11月24日から12月7日まで

5 調査方法

調査票は郵送で配布し、オンライン又はFAXで回答を求める。（無作為抽出）